

現業職員昇任試験実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、職員の任用に関する規則(昭和40年茨木市規則第10号)第34条に基づき現業職員の昇任試験(以下「試験」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(試験の方法)

第2 試験は、人事評価及び経歴評定により行う。

(受験資格)

第3 試験の受験資格を有する者は、行政職給料表(二)及び企業職給料表(二)の1級から4級までの職員で、別表に定める昇任試験資格基準表におけるそれぞれの必要在級年数及び必要経験年数を満たす者とする。

2 必要経験年数には、一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和33年茨木市規則第1号)別表第4及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(昭和43年茨木市水道事業管理規程第5号)別表第4の経験年数換算表に準じて換算した経験年数を12年を限度として加算する。

3 前項の規定により加算されることとなる経験年数は、その限度において上位の職務の級に昇任するための1級下位の職務の級における必要在級年数を経過したものとみなす。ただし、各職務の級における必要在級年数を1年未満とすることは出来ないものとする。

4 在級年数及び経験年数の基準日は、当該年度の3月31日現在とする。

(試験の実施等)

第4 試験は、毎年度1回実施するものとし、その告知は、受験資格を有する者に適切な方法により行うものとする。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年10月18日から実施する。

2 第3の規定にかかわらず、4級在級年数と平成2年3月31日現在職員に適用されていた給料表の1等級在級年数とを合算した年数が4年以上の者については、4級に2年以上在級する者とみなす。

3 第3の規定にかかわらず、1・2・3各級在級年数と平成2年3月31日現在職員に適用されていた給料表の各等級(1級にあつては3等級、2級にあつては2等級、3級にあつては1等級)在級年数とを合算した年数を在級年数とみなす。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年9月27日から実施する。
(経過措置)
- 2 平成18年3月31日において、行政職給料表(二)、行政職給料表(三)又は企業職給料表(二)の3級、4級又は5級の職務の級に在級していた者の改正後の第3及び別表の規定の適用については、当該各級の在級期間を、それぞれ1級下位の職務の級の在級期間とみなして通算する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

別表

現業職員昇任試験資格基準表

職務の級	区分		行政職給料表(二)及び企業職給料表(二)の適用者で、初任給格付が1級の職員		行政職給料表(二)及び企業職給料表(二)の適用者で、初任給格付が2級の職員	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1 級			0			
2 級	9		9			0
3 級	4		13	11		11
4 級	6		19	6		17
5 級	13		32	13		30

<注>

1 各欄の左部の年数は、その職務の級に昇任するための1級下位の職務の級における必要在級年数を示す。

2 各欄の右部の年数は、その職務の級に昇進するための必要経験年数を示す。